

2017年度

青山学院大学審査学位論文の要約

指導教員 八田 進二 教授

論文題目

不正リスク対応監査の意義と課題

Significance and Challenges of Audit Focusing on Fraud Risk

青山学院大学大学院

会計プロフェッション研究科

プロフェッショナル会計学専攻

田中 智徳

本論文は3部構成となっている。まず、第1部において研究の枠組みを示し、本研究に関連する先行研究を整理している。続く第2部では、本研究は現行の監査制度に対して貢献することを目的としていることから、財務諸表監査における不正対応の歴史について検討している。続く第3部では、財務諸表監査と関連が深いと考えられる領域を参考にしながら、不正リスク対応を検討した上で、不正リスク対応監査の意義と課題について明らかにしている。

各部および各章の概要は以下のとおりである。

## 第1部 本研究の枠組み

本研究の問題意識と研究手法について説明し、内外の先行研究について、特徴に応じて分類、整理している。

## 第1章 本論文の目的と構成

第1章では、本研究の問題意識と研究手法について説明した上で、各章における検討事項を説明している。本研究は財務諸表監査における不正に関する研究であり、不正リスク対応監査の意義と課題を明らかにすることを目的としている。

戦後わが国に導入された財務諸表監査制度は、今日に至るまで既に約70年を超える長い歴史を有している。こうした長い歴史を有するわが国の財務諸表監査制度であるが、制度導入以来数多くの問題が発生してきており、制度の内容は幾度となく見直しが行われている。こうした見直しを余儀なくされている理由の多くは、財務諸表不正への対応に関するものである。財務諸表監査において常に重要な問題であり続けた不正対応は、監査対応の視点から見て大きな転換期に近づいていると解される。そこで本論文では、監査規制にみる不正対応の変遷を整理および不正リスク対応に向けた議論を検討した上で、不正リスク対応監査の意義と課題について研究している。

本研究の意義は、監査の主たる目的ではなく、副次的な目的として捉えられてきた不正の発見や摘発に焦点を当て、特に、不正リスク対応を検討するために、従来の監査研究ではあまり着目されてこなかった周辺領域の検討を試みているところにある。財務諸表監査における不正に焦点を当て、不正リスク対応監査に関して総合的な研究を行い、不正リスク対応監査の意義と課題を示すという点において、一定の貢献がある研究成果になると考えられる。

なお、不正リスク対応監査という用語の意義であるが、監査人は財務諸表の監査において重要な関心事である不正リスクへの対応において、不正リスク要因を検討することを求められている。本研究では不正リスク要因および不正リスク要因に関する理論である不正のトライアングル (Fraud Triangle) を中心に検討しており、不正リスク要因に関する新たな枠組みを示し、それをを用いて監査における不正対応を検討することを提唱している。以上の理由から、本研究では不正リスク対応監査という用語を用いている。

## 第 2 章 内外の先行研究

第 2 章では、わが国における不正に関する先行研究および諸外国における不正に関する主要な先行研究について、それぞれ以下のようなカテゴリーに分けて整理している。

わが国における不正に関する先行研究は、(1) わが国の監査基準における不正の取扱いに関する研究、(2) 海外の監査基準等における不正の取扱いに関する研究、(3) 不正の取扱いに関する理論研究、(4) 内部統制および内部監査における不正への対応に関する研究、(5) 実証研究等に関する研究、(6) その他の研究に分類、整理している。一方、諸外国における不正に関する先行研究は、(1) 財務諸表監査における不正対応の歴史、(2) 不正リスクモデルに関する研究、(3) 不正リスク評価および要因に関する研究、(4) その他の研究に分類、整理している。

## 第 2 部 監査規制にみる不正対応の変遷

財務諸表監査における不正対応の歴史について研究した部である。英国会社法のもとにおいて開始された監査制度から近年までの期間について、米国およびわが国を中心に、監査規制にみる不正対応の変遷を追っている。

## 第 3 章 財務諸表監査制度生成期における監査人の役割

第 3 章では、財務諸表監査における不正対応を検討するにあたって、監査という行為が登場した背景およびそこにおける監査の目的はそもそもいかなるものであったのか。また、財務諸表監査制度が導入された背景およびそこにおける監査の目的はいかなるものであったのかを検討している。

検討においては、まず、現代における財務諸表監査の生成と発展の歴史の起源とされる英国を対象としている。ギルドや荘園における監査から始まり、初めて法律において監査が強制されることとなった 1844 年の会社法における監査の目的を検討している。その後、職業専門家による監査が発展した米国を対象とし、1933 年証券法および 1934 年証券取引所法のもとにおいて開始された財務諸表監査および初期の監査基準において示された監査の目的について検討している。

## 第 4 章 監査人の役割に対する期待のギャップの顕在化と対応

第 4 章では、第 3 章に引き続き、財務諸表監査が誕生した米国における不正対応の歴史について検討している。本章で検討の対象としている時代は、財務諸表監査制度の開始頃から 1980 年代までである。1980 年代までとしている理由は、2001 年に発生したエンロン事件を契機に、米国における監査環境は大きく変化したと考えられるからである。そのため、エンロン事件が発生する直前の監査環境およびエンロン事件の影響については、章を改めて検討している。

本章における不正対応の歴史の検討にあたっては、不正に関連する監査基準や監査における不正対応に影響を与えた報告書等を対象としている。具体的には、AIA（American Institute of Accountants：米国会計士協会）が公表してきたSAP第1号から第24号を整理した監査手続総覧、監査人の責任と機能に関する部分について明確にすることを目的としたSAP（Statements on Auditing Procedure：監査手続書）第30号「財務諸表監査における独立監査人の責任と職能」、監査人の責任について検討したいいわゆる『コーエン委員会報告書』、不正に関する監査基準書であるSAS（Statement on Auditing Standards：監査基準書）第16号「誤謬および不正の摘発に対する独立監査人の責任」、SAS第17号「被監査会社の違法行為」、不正な財務報告をめぐる様々な問題を検討したいいわゆる『トレッドウェイ委員会報告書』、『トレッドウェイ委員会報告書』の影響を受けて公表された不正に関する監査基準書であるSAS第53号「誤謬と不正の摘発と報告に対する監査人の責任」、SAS第54号「被監査会社による違法行為」を検討の対象としている。

## 第5章 わが国における財務諸表監査の生成と発展

第5章では、わが国の財務諸表監査における不正対応の歴史について検討している。本章で対象としている時代は、わが国において財務諸表監査制度が導入された頃から1990年代前半までである。1990年代前半までとしている理由は、米国と同様、21世紀に入ってからわが国の監査環境は大きく変化したと考えられるからである。そのため、変化の兆候が見られた1990年代後半および21世紀については章を改めて検討している。

本章における不正対応の歴史の検討にあたっては、米国における不正対応の歴史に関する検討と同様に、主として、わが国の監査基準および監査基準の改訂に影響を与えた報告書等を対象としている。具体的には、昭和25年に設定されたわが国最初の「監査基準」とそこで示された監査の目的、昭和31年の「監査基準」といわゆる利益平準化に関する問題、昭和30年代の企業不正とそれを受けて改訂された昭和41年の「監査基準」、そして、昭和末期の企業不正を契機として改訂された平成3年の「監査基準」を検討の対象としている。

## 第6章 エンロン事件の発生とSOX法の制定

第6章は第4章の続きの章であり、エンロン事件前後の米国の財務諸表監査における不正対応について検討している。具体的には、1993年にAICPA（American Institute of Certified Public Accountants：米国公認会計士協会）の自主規制機関であるPOBが公表した『公共の利益のために』と題する報告書、POB（Public Oversight Board：公共監視審査会）の報告書における勧告を受けて公表された不正に関する監査基準書であるSAS第82号「財務諸表監査における不正の検討」、当時の不正対応に対する懸念を表明したアーサー・レビット氏による講演、監査において不正捜索型手続を実施すべきと指摘したいいわゆる『オマリー・パネル報告書』、米国における監査環境を大きく変化させることとなったエンロン事件およびワールド・コム事件を受けて制定されたサーベンス＝オクスレー法における不正対応、SAS第

82号と同一の表題であるものの内容を大幅に修正した SAS 第 99 号を検討の対象としている。

### 第 7 章 不正への対応の強化と監査基準の国際化

第 7 章は第 5 章の続きの章であり、1990 年代後半以降のわが国の財務諸表監査における不正対応について検討している。具体的には、1990 年代の金融機関等の経営破たんを受けた一連の対応を経て公表された平成 14 年の「監査基準」、長文の前文や監査の目的が示されるなど、大幅な改訂であった平成 14 年「監査基準」のわずか 3 年後に公表され、事業上のリスク等を重視したリスク・アプローチの概念が示された平成 17 年の「監査基準」、不正に関する監査の実務指針である監査基準委員会報告書第 10 号「不正及び誤謬」および監査基準委員会報告書第 35 号「財務諸表の監査における不正への対応」を検討の対象としている。

### 第 8 章 国際監査基準と PCAOB の監査基準

第 8 章では、不正に関する国際監査基準および PCAOB (Public Company Accounting Oversight Board: 公開会社会計監視審査会) の監査基準について検討している。具体的には、不正に関する国際監査基準である ISA (International Standards on Auditing: 国際監査基準) 240 の 2001 年改訂および 2004 年改訂、その後、ISA の明瞭性を高めるために実施されたクラリティ・プロジェクトにおいて再起草された ISA240、そして、AICPA に代わって監査基準を公表することとなった PCAOB の監査基準を検討の対象としている。

### 第 9 章 監査における不正リスク対応基準の設定と課題

第 9 章では、わが国における近年の不正対応について検討している。具体的には、IAASB (International Auditing and Assurance Standards Board: 国際監査・保証基準審議会)

のクラリティ・プロジェクトを踏まえて公表された不正に関する実務指針である監査基準委員会報告書第 40 号「財務諸表監査における不正 (中間報告)」および監査基準委員会報告書 240 「財務諸表監査における不正に関する監査人の責任」、オリンパス事件および大王製紙事件を受けて新たに公表された「監査における不正リスク対応基準」、「監査における不正リスク対応基準」の公表を受けて改訂された監査基準委員会報告書 240、東芝事件を受けて 2015 年に設置された「会計監査の在り方に関する懇談会」および同懇談会が公表した提言を検討の対象としている。

## 第 3 部 不正リスク対応に向けた理論の多面的検討

第 3 部は不正リスク対応に関連する議論を検討した部であり、前半と後半に分けることができる。

前半の 3 章は、いわゆる不正のトライアングルの理論および関連する理論について研究した章である。現在の監査の基準では不正リスク要因の検討にあたって、不正のトライアン

グルの理論が採用されている。本理論の原型を提唱したクレッシー (Donald R. Cressey) およびその理論を発展させたアルブレヒト (W. Steve Albrecht) の研究を検討した上で、近年提唱されている新たな理論について検討を加えている。

後半の 3 章は、財務諸表監査における不正を発見あるいは摘発するための新たな方法を模索するために、財務諸表監査における不正に関連する領域の知見を検討した章である。具体的には、ACFE (Association of Certified Fraud Examiners : 公認不正検査士協会) が実施している不正検査、フォレンジック・アカウンティング (forensic accounting) における不正調査の方法を検討している。また、不正を行うのは人間であることから、なぜ人間は不正を行うのかという心理的な側面について、犯罪学やホワイト・カラー犯罪の知見を検討している。

## 第 10 章 背信者の理論

第 10 章では、不正のトライアングルの原型を提示したクレッシーの研究の内容およびその意義について検討している。不正のトライアングルは現在の監査の基準における不正リスク要因の検討にあたって採用されている理論であるが、その原型は 1950 年前後におけるクレッシーの研究を基礎としている。そこで本章では、現在の監査の基準における不正リスク要因を考察および再検討するための基礎を得ることを目的として、クレッシーが示した理論とはどのような内容であったのか、そしてクレッシーの理論の現代的意義について検討している。

## 第 11 章 不正スケールの枠組みと展開

第 11 章では、クレッシーの理論を監査人が監査を行うにあたって利用できるモデルとして発展させたアルブレヒトの研究の内容およびその意義について検討している。アルブレヒトは不正を行うか否かを決定することに影響を与える力を象徴する 3 つの主要なカテゴリーに分類し、3 つの力の組み合わせが不正行為を発生させると結論付け、その理論を「バランススケール (Balance Scale)」および「不正スケール (Fraud Scale)」として提唱した。そこで本章では、第 10 章と同様に、現在の監査の基準における不正リスク要因を考察および再検討するための基礎を得ることを目的として、アルブレヒトが示した理論とはどのような内容であったのか、そしてアルブレヒトの理論の現代的意義について検討している。

## 第 12 章 不正研究の基本的枠組みに関する近年の動向

第 12 章では、クレッシーが構築した仮説を基礎としてアルブレヒトが研究を進め、今日の監査実務において国際的に広く受け入れられるようになった不正のトライアングルに関する近年の動向について検討している。不正のトライアングルについては、近年、2 つの大きな動向があると思われる。一つは、不正のトライアングルの理論で示す 3 つの要因の内容を修正または要因を追加した理論が示されてきていることである。もう一つは、監査人の行動規範のみならず内部統制という経営者の行動領域においても、限定的ではあるが、受け入

れられるようになってきたことである。そこで本章では、不正のトライアングルに関する新しい理論を取り上げ、そこでの課題や問題点を検討することで、不正のトライアングルの理論を深化させる方法を模索するとともに、トレッドウェイ委員会支援組織委員会（the Committee of Sponsoring Organizations of the Treadway Commission：COSO）の内部統制の枠組みにおける不正のトライアングルの取り扱いについて検討している。

### 第 13 章 CFE による不正検査の監査への適用可能性

第 13 章では、不正対策の専門団体である ACFE が提唱している不正検査およびその専門資格としての CFE（Certified Fraud Examiner：公認不正検査士）の意義について整理した上で、これらの領域の監査への適用可能性について検討している。本章ではまず、不正検査の専門資格である CFE の資格の内容とその役割について公認会計士と比較した上で、不正検査に必要な知識や技術を体系化した「不正検査士マニュアル」において示されている内容を通じて不正検査の理論や技術を検討している。

### 第 14 章 フォレンジック・アカウンティングの監査への適用可能性

第 14 章では、財務諸表監査における不正への対応においてはフォレンジックおよび情報技術（Information Technology：IT）の重要性が高まっているとの認識から、不正の発見や摘発に関する知見を得ることを目的としてフォレンジック・アカウンティングを取り上げ、監査への適用可能性について検討している。不正検査とフォレンジック・アカウンティングには類似している点も多く見られることから、不正検査とフォレンジック・アカウンティングの違いを明らかにすることを目的として、監査と不正検査およびフォレンジック・アカウンティングの三者を比較検討している。その上で、フォレンジック・アカウンティングの監査への適用可能性について検討している。

### 第 15 章 犯罪学における研究の監査への適用可能性

第 15 章では、犯罪学等の知見を参考に犯罪の原因とその対応について検討しており、犯罪学等の研究の監査への適用可能性を模索している。現在の不正に関する監査の基準において採用されている不正のトライアングルや近年の新たな理論は、なぜ人間は不正を行うのかといった犯罪の原因に着目していることが大きな特徴として挙げられる。財務諸表不正は自然に発生するものではなく、人間が行う行為であることから、なぜ財務諸表不正を行ったのか、原因は何かという視点は基本的かつ必要不可欠な視点である。そのため、会計や監査の視点だけで財務諸表不正を検討するのではなく、犯罪の原因等に注目した学問である犯罪学等の見地から財務諸表不正を検討し、犯罪の原因に対する理解を深めることが必要であると考えられる。かかる問題意識から、本章では犯罪学、犯罪心理学、ホワイト・カラー犯罪等の知見を検討している。

## 第 16 章 不正のトライアングルの再検討

第 16 章では、不正のトライアングルを再考し、不正のトライアングルを取り入れている現在の不正に関する基準について、新たな視点を示すことを目的としている。不正への対策を検討する場合には、不正の性質や特徴によるより大きな分類、包括的な視点が必要であるとの認識から、本章では不正に関する監査の基準において示されている不正のトライアングルの 3 つの要因のそれぞれについて、不正の性質や特徴によって分類、整理することを試みている。

### 終章 本研究の特長と貢献

終章では、本研究の特長と貢献について述べている。

本研究は財務諸表監査における不正に関する研究であり、特に、不正リスク対応について検討した。本論文は 3 部構成となっており、第 1 部において研究の枠組みを示した上で、関連する先行研究を整理した。続く第 2 部では、本研究は現行の監査制度に対して貢献することを目的としていることから、財務諸表監査における不正対応の歴史についてわが国および米国を中心に不正に関する基準や報告書等を検討した。そして、第 3 部では、財務諸表監査と関連が深いと考えられる領域を参考にしながら、不正リスク対応について検討した。以下、本研究の特長を示したい。

第一の特長として、わが国および米国およびの監査規制における不正対応の変遷を包括的かつ詳細に検討したことが挙げられる。第二の特長として、不正のトライアングルについてその理論の基礎、展開、最新の状況を明らかにしている点が挙げられる。第三の特長として、わが国において従来の監査研究ではあまり着目されてこなかった不正検査、フォレンジック・アカウンティング、心理学等の周辺領域に焦点を当て、これらの周辺領域の知見の財務諸表監査への適用可能性を検討した点が挙げられる。第四の特長として、以上の検討を踏まえた上で、第 16 章において下記の不正リスク要因のトライアングルを提唱した点が挙げられる。

図表 不正リスク要因のトライアングル

要因	動機・プレッシャー		機会		正当化	
要因の特徴	個人的要因 (金銭問題等)	組織的要因 (業績等)	個人的要因 (能力)	組織的要因 (内部統制)	個人的要因 (誠実性)	組織的要因 (統制環境)
要因の充足	単独で成立		両者が必要		個人的要因は必須	

不正リスク要因のトライアングルは不正のトライアングルを基礎とした考え方であり、現在の不正に関する監査の基準において採用されている不正のトライアングルの考え方の問題点を解決する考え方として提唱したものである。これまで検討してきた内容を基礎として不正のトライアングルの各要因を個人的要因と組織的要因に分類し、個人的要因と組織的要因が 3 つの要因を充足させるためにどのように関係するかを示した。その上で、不正リスク要因のトライアングルを用いた不正への対応および課題を示したことが本研究の第



四の特長であり、最も大きな特長である。

不正研究に対する本研究の貢献としては上述した 4 つの特長を踏まえ、以下の点貢献として挙げることが出来るものと思われる。

最初に、本研究ではわが国および米国の監査規制における不正対応の変遷を包括的かつ詳細に検討しており、監査の起源から近年まで研究対象としていることから、監査における過去、現在の不正対応の変遷を適切に理解することができる点が挙げられる。次に、不正のトライアングルについてその理論の基礎、展開、最新の状況を明らかにしたことで、不正のトライアングルを用いた不正防止の方策や対応を、より適切に検討することを可能とした点が挙げられる。さらに、わが国において従来の監査研究ではあまり着目されてこなかった周辺領域の知見の財務諸表監査への適用可能性に焦点を当てたことで、新たな視点から財務諸表監査における不正を検討する機会を示した点が挙げられる。最後に、不正リスク要因のトライアングルを示したことで、財務諸表監査における不正リスク対応について新たな考え方を提示している点が挙げられる。

以上、本研究の有する貢献について明らかにした。本研究で示した内容は、財務諸表監査の信頼性や監査の品質を向上させるために貢献があると考えられるが、実際の監査現場において本研究で示した内容を取り入れるためには課題も残されている。それは、不正のトライアングルを深化させた考えである不正リスク要因のトライアングルは、先行研究に存在した問題点と同様、実証等を通じた研究成果ではないことである。深化させた考え方は先行研究を踏まえたものであり、さらに、周辺領域である犯罪心理学の基本的仮説等も踏まえているものの、実際の監査現場においてどのように利活用していくかについては追加的な検討が必要であろう。

財務諸表監査における不正対応には終わりが無い。今後も企業環境の変化や国際的な対応等を通じて、様々なことが絶えず変化し続けると解される。本研究は現行の制度に関する研究であり、今なお日々刻々と変化し続ける監査環境を踏まえると、本研究で検討してきた内容には一定の限界もあろう。しかし、財務諸表監査における不正対応について理論的な考察を加え、不正リスク対応監査の意義と課題を明らかにしたことにより、監査研究の更なる発展や深化において一定の貢献があると思われる。